

# 08【文部科学省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
<b>1 廃校活用に係る補助金適正化法に基づく手続き等の簡素化</b>					
038110	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 (株)トクヤマ徳山製造所 東ソー(株)南陽事業所 出光興産(株)徳山事業所 (株)トクヤマロジスティクス 長府工産(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	補助金適正化法第22条  【文部科学省】 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知) 【防衛省】 防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(平成20年7月28日 地方協力局長通知)	市町と地域コミュニティ組織(NPO等)の合意の下に作成された地域の将来計画等に廃校等の遊休公共施設の活用方針が明確に位置づけられている場合は、廃校となった公立小中学校施設の財産処分において、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは貸与する場合の①大臣への承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付及び基金積み立てを不要とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)において、国に補助金等の全部に相当する金額を納付した場合、耐用年数を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けて財産処分を行うことができると規定されており、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償で譲渡・貸付を行う場合に国庫納付を求めることを必要最小限の条件として付しています。 また、基金積立については、有償で譲渡・貸付を行う場合であって、国庫補助事業完了後10年以上経過したものについて、補助金相当額以上を公立学校施設整備のための基金に積立てることを条件に、特別に国庫納付を不要としています。 上記のことから、国庫納付金や基金積立てを不要とすることは、補助金等適正化法の趣旨から困難です。 なお、既存施設の有効活用の観点から、公立学校施設整備費補助金等にて取得等した財産において、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く。)する場合、所定の報告があったものは文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとするなど、財産処分の承認手続きの簡素化に努めています。
<b>2 特別免許状付与の柔軟化</b>					
098020	特区ビジネスコンサルティング	特別免許制度の弾力的運用	教育職員免許法第4条6項1号	小学校における英語教育において特別免許状を認める。	現在、文部科学省においては、小学校外国語活動や学習指導要領の改訂を見据え、優れた英語指導力や経験等を有する外部人材を学校現場に確保するため、小学校教諭特別免許状に外国語を追加することを検討している。
101030	(株)特区ビジネスコンサルティング	「ふるさと人材総活躍」で地域をパワーアップ	教育職員免許法第2条2項、第5条7項、9条2項、20条	特別免許状の授与権限を県から市に移譲する(現行の構造改革特区の特例措置でも市への権限委譲が認められているが、「市が人件費負担すること」が要件とされるため、ほとんど活用されていない。 当該市の教員に係る県費負担額に上限を設定したうえで、この要件を外し、実際に活用可能な特例措置とする。)	教員免許状の授与は、教員を採用する前提となる公的な資格を公証するものであり、広域的な人事行政を行う都道府県教育委員会が行うこととされている。 一方で、御指摘の通り、構造改革特区の特例措置によって、地域の特性を生かした教育等を行うという特別の事情に対応するために認められた特例として、市町村が給与等を負担しその教育職員に任命しようとする者等に限り、市町村が当該市町村内に限り有効な特別免許状を授与することが認められているところであるが、本特例の対象を県費負担教職員に広げることについては、県下全域の教育水準の確保を目的とする県費負担教職員制度の趣旨に反するとともに、特別免許状が授与された教員に対する責任の所在が不明確になる等の課題があり適当ではないと考える。

# 08【文部科学省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
<b>3 高等学校における遠隔教育について</b>					
067110	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(平成27年文科初第289号)</li> <li>・著作権法第35条第2項</li> </ul>	<p>「⑧」及び「高等学校における遠隔教育の在り方について」の現行制度を改革し、新たな制度を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信側における教員免許を有した者の配置の緩和</li> <li>・配信側に生徒がいない遠隔授業を授業形態(主会場)とする制限緩和</li> </ul>	<p>(受信側における教員免許を有した者の配置の緩和について) 受信側の教室に教員を配置することは、平成27年文部科学省告示第92号の規定が要請する、対面による授業に相当する教育効果を担保する措置の一つの在り方として通知において示したものであり、各学校及び当該学校の設置者において、教員を配置する以外の措置を講じることにより、対面相当と各学校が認められることができるのであれば、制度上必ず求めるものではない。 なお、平成27年度から、遠隔教育の有効な手法について、複数の教育委員会に委託し調査研究を行っているところである。</p> <p>(著作権について) 著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができる。この他、引用など一定の利用の場合、著作権者の許諾なく著作物を利用することができる。 また、特定の地域だけでなく、我が国全体について教育の情報化を推進するため、文化審議会著作権分科会において、遠隔授業を含む授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用にかかる権利制限規定等の在り方について、検討を行っているところである。</p>
<b>4 大学における授業科目の単位認定の要件緩和</b>					
097020	特区ビジネスコンサルティング	若者政治参加特区の提案 ～被選挙権付与の年齢引き下げ～	大学設置基準第21条第2項(昭和31年文部省令第28号)	単位認定などにつき必要な特例措置を、特区において講ずる。	<p>御提案いただいた内容についての確に回答させていただくため、次の点についてお考えの詳細を御教示ください。</p> <p>①「通信制・政治実習コース」では、具体的にどのような方法によってどのような内容の教育研究を行うことをお考えでしょうか。</p> <p>②「学生の間だけ議員をやり、卒業したらいったん政治を離れる」とは、選挙により公選された地方議会議員等が、議員等の任期中のみ学生の身分を与えられ、大学・大学院において学修し、卒業又は修了前に失職した場合には退学するというのでしょうか。</p> <p>③「単位認定などにつき必要な特例措置」とは、具体的にどのような措置を想定されているのでしょうか。現行の制度では、どのような点が構想を実現するに当たっての障壁となるとお考えでしょうか。</p>

# 08【文部科学省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
<b>5 大学医学部の新設</b>					
032010	学校法人共済学園 日本保健医療大学	医療・健康マネジメント 地域システム特区構想  ～総合診療医と多様な 医療人材が担う 課題解決モデル～ 埼玉県東部地域に 新しいタイプの医学部新 設	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学 校の 設置等に係る認可の基準」(平成15年3月 31日 文部科学省告示第45号)	新設医学部設置の認可を可能とすること。	<p>国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針(平成27年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定)において、「医学部を新設するとしても、1校とし、十分な検証を行う。」とされており、平成27年11月27日に内閣総理大臣認定された東京圏区域計画に記載された医学部についての検証を十分に行った上で判断する必要がある。</p> <p>なお、現在、厚生労働省において、将来的な医学部定員の在り方を含めた、医療従事者の需給について検討を行っているところであり、その検討結果を踏まえた判断も必要である。</p>
<b>6 在留資格「高度専門職」に係る対象範囲の拡大</b>					
-	愛媛県 今治市	産業人材としての外国人 の受け入れ促進	出入国管理及び難民認定法	在留資格「高度専門職」の要件に、製造業やスポーツ分野の活動を追加	<p>「高度専門職」は、出入国管理及び難民認定法別表第一の一の表「教授」の項から「報道」の項まで又は第一の二の表「経営・管理」から「技能」の項までの在留資格に該当する外国人のうち、我が国の学術研究や経済発展に寄与することが見込まれる高度な能力・資質を有する外国人の受入れ促進のために設けられたものであり、高度専門職1号イ、ロ、ハに該当する活動は、それらに在留資格に相当する活動と重複している。</p> <p>したがって、製造業やスポーツ分野の活動を行う外国人であっても、それらに在留資格に該当する活動を行い、かつ、ポイント基準等を満たす場合には、「高度専門職」と認定され得るものであり、上記分野の受入れを排除するものではない。</p>